

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第34号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（宿日直手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき4,200円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して21,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める月額 の宿日直手当を支給する。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に _____ 100分の90 _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎</p>	<p>（宿日直手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき4,400円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して22,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める月額 の宿日直手当を支給する。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎</p>

額に_____100分の42.5
_____を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から_____」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項_____に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

6 (略)

額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から_____」と、「支給日」とあるのは「支給日(第21条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

6 (略)

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第34号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は</p>

死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

豊明市立学校条例（昭和47年豊明市条例第52号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表 【別記1 参照】	別表 【別記1 参照】

【別記1】

現行

名称	位置
豊明市立豊明中学校	豊明市西川町横井4番地1
豊明市立栄中学校	豊明市栄町殿ノ山50番地
豊明市立沓掛中学校	豊明市沓掛町下山1番地
豊明市立豊明小学校	豊明市阿野町茶屋浦29番地
豊明市立中央小学校	豊明市新田町西筋38番地
豊明市立沓掛小学校	豊明市沓掛町一之御前16番地
豊明市立栄小学校	豊明市新栄町二丁目295番地
豊明市立双峰小学校	豊明市二村台7丁目3番地
豊明市立大宮小学校	豊明市前後町大狭間1475番地
豊明市立唐竹小学校	豊明市二村台1丁目27番地
豊明市立三崎小学校	豊明市三崎町三崎2番地1
豊明市立館小学校	豊明市栄町南館3番地758

改正後（案）

名称	位置
豊明市立豊明中学校	豊明市西川町横井4番地1
豊明市立栄中学校	豊明市栄町殿ノ山50番地
豊明市立沓掛中学校	豊明市沓掛町下山1番地
豊明市立豊明小学校	豊明市阿野町茶屋浦29番地
豊明市立中央小学校	豊明市新田町西筋38番地
豊明市立沓掛小学校	豊明市沓掛町一之御前16番地
豊明市立栄小学校	豊明市新栄町二丁目295番地
豊明市立大宮小学校	豊明市前後町大狭間1475番地
豊明市立三崎小学校	豊明市三崎町三崎2番地1
豊明市立館小学校	豊明市栄町南館3番地758

豊明市立学校条例（昭和47年豊明市条例第52号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表 【別記1 参照】	別表 【別記1 参照】

【別記1】

現行

名称	位置
豊明市立豊明中学校	豊明市西川町横井4番地1
豊明市立栄中学校	豊明市栄町殿ノ山50番地
豊明市立沓掛中学校	豊明市沓掛町下山1番地
豊明市立豊明小学校	豊明市阿野町茶屋浦29番地
豊明市立中央小学校	豊明市新田町西筋38番地
豊明市立沓掛小学校	豊明市沓掛町一之御前16番地
豊明市立栄小学校	豊明市新栄町二丁目295番地
豊明市立大宮小学校	豊明市前後町大狭間1475番地
豊明市立三崎小学校	豊明市三崎町三崎2番地1
豊明市立館小学校	豊明市栄町南館3番地758

改正後（案）

名称	位置
豊明市立豊明中学校	豊明市西川町横井4番地1
豊明市立栄中学校	豊明市栄町殿ノ山50番地
豊明市立沓掛中学校	豊明市沓掛町下山1番地
豊明市立豊明小学校	豊明市阿野町茶屋浦29番地
豊明市立中央小学校	豊明市新田町西筋38番地
豊明市立沓掛小学校	豊明市沓掛町一之御前16番地
豊明市立栄小学校	豊明市新栄町二丁目295番地
豊明市立大宮小学校	豊明市前後町大狭間1475番地
豊明市立三崎小学校	豊明市三崎町三崎2番地1
豊明市立館小学校	豊明市栄町南館3番地758
豊明市立二村台小学校	豊明市二村台7丁目3番地